

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容	マンション再生事業の施行促進措置命令	
根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第97条第2項	
所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課住宅係	
処 分 基 準	関 係 条 項	
		未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）